

奈良県教育委員会告示第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による指定技能教育施設の連携措置に係る科目を次のとおり変更し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年二月一日

奈良県教育委員会委員長 松村佳子

一 技能教育のための施設の名称

奈良高等専修学校商業高等課程情報処理科（奈良市三条宮前町四―二九）

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎 ビジネス基礎

課題研究 課題研究

総合実践 総合実践

簿記 簿記

情報処理 情報処理

電子商取引 電子商取引